

第十三回国会 衆議院 議院運営委員会 議録 第四十八号

昭和二十七年五月二十日(火曜日)

午後零時五十一分開議

出席委員

委員長 石田 博英君

理事倉石 忠雄君 理事福永 健司君

理事土井 直作君

飯塚 定輔君 岡延右二門君

岡西 明貞君 押谷 富三君

川本 末治君 菅家 喜六君

高塩 三郎君 田中 元君

中川 俊思君 柳澤 義男君

石田 一松君 小林 運美君

椎熊 三郎君 長谷川四郎君

松井 政吉君 梨木作次郎君

羽田野次郎君

委員外の出席者

議長 林 義治君

副議長 岩本 信行君

議員 田淵 光一君

議員 竹村泰良一君

議員 石野 久男君

事務総長 大池 真君

五月十六日

委員田淵光一君辞任につき、その補欠として寺本齋君が議長の名指で委員に選任された。

本日の会議に付した事件
回付案の取扱いの件

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に關する法律の一部を改正する法律案起草提出の件
議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件
懲罰勸諭の取扱いの件

決議案の取扱いの件
緊急質問の取扱いの件
本日の本会議の議事に関する件

○石田委員長 それでは、これより本日の議院運営委員会を開会いたします。初めに回付案の取扱いの件をお諮りいたします。事務総長から御説明願います。

○大池事務総長 回付案は、この前御説明を申し上げました一般職の職員に給與に關する法律の一部を改正する法律案と、公益事業令の一部を改正する法律案、この二件につきましては、すでに内容について御説明申し上げておりました。その後また二案が回付されました。その一つは国立学校設置法の一部を改正する法律案であります。これは本院で議決をしまして参議院へ送りましたが、行政機関の職員定員法がその後改正になりました。それが入つておりませんままに向うに行つたわけです。その後行政機関職員定員法の改正が済んだ関係から、その数字だけを向うで減らしまして、こちらに回付されて来たわけでありまして、結論的に申しますれば、すでにきまりました数字のふえておつた分を正当に直して来たような、字句整理に關する部分だけでございます。内容においてはかわりございません。

もう一つ返つて参りましたのは、警察予備隊令の一部を改正する等の法律案であります。これはこちらで議決をして、

参議院へ送付いたしましたときは「日本国との平和條約の最初の効力発生の日以後も」ということになっておつたのであります。従つて法律の施行期日が「日本国との平和條約の最初の効力発生の日」からということに参議院へ送つたのであります。この期間がすでに済んでしまつたので、この法律案は「公布の日から施行する」ということにかつて来た当然の修正でございます。従いまして、内容におきましては何ら差異はございません。この二案が返つて参つておりますので、以上四件の取扱ひについて御協議願います。

○石田委員長 最初に、一般職の職員に給與に關する法律の一部を改正する法律案についての、取扱ひをお諮りいたします。

○福永(徳)委員 本件は、わが党におきましても今鋭意研究中でございます。もうしばらくお待ちを願います。

○權藤委員 これについては、あなたの方針を早くきめてもらいたいと思ふ。私も参議院の修正をのむという事になつておるけれども、あなたの方でのまなければ、両院協議会で成案を得るといふような事柄もあるが、三分の二で参議院の原案を固持するといふ態度にはできないと思つてから、一刻も早くその態度をきめていただきたい。

○石田委員長 それでは、本日はこれを留保するに御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石田委員長 御異議がありませんから、さうに決めます。

○石田委員長 本案も、本日はこれを留保するに御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石田委員長 御異議がありませんから、さうに決めます。

○石田委員長 御異議がありませんから、さうに決めます。

○石田委員長 御異議がありませんから、さうに決めます。

○石田委員長 御異議がありませんから、さうに決めます。

○石田委員長 御異議がありませんから、さうに決めます。

○石田委員長 御異議がありませんから、さうに決めます。

○石田委員長 御異議がありませんから、さうに決めます。

付が済んでおりませんので、本日は上程せず、この次の本会議に上程をお願いいたしますことには、と思っております。

○梨木委員 説明されたのはどのつちですか。

○大池事務局長 あとの規程の方ですが、これはこの改正法律案に基いてやりますから……。

○梨木委員 規程の方はきょう出すのですか。

○大池事務局長 これは法律案と規程の改正と両方でございますが、規程の改正の方は、上程は必要ないので、

○梨木委員 そうすると、七百円を千円に上げると、これについては出さないのですか。

○石田委員 ありません。それが出せるように法律をつくつたわけですから、これはこの次までに御研究を願つておきます。

○梨木委員 本日の日程には……。

○石田委員 すでに了承を得たことですが、御質問でしたら、あとで伺いますが、決定をいたしております。

○石田委員 次は、次回の本会議は明後木曜日、定刻より早くに御異議ございませんか。

○石田委員 御異議がありませんから、さうに決めます。議院運営委員会、同日午前十一時に御参集を願います。

○石田委員 それから、庶務小委員長から報告したいという申込みがございます。これを許します。庶務小委員長。

○中川委員 ちよつと御報告をいたします。先般の庶務小委員会で決定いたしました案件が二つござります。お手元に配付してありますが、輸入自動車割当に関する件がその一つであります。但しこれは各党の所属議員数から、今日まで割当てましたものを引いた残を按分いたしましたのであります。これは自由党が九十九台になり、改進黨が二十九台になり、以下略しますが、ここに書いてござります通り、先般の小委員会で決定いたしましたのであります。それから第二は、九段の宿舎の増築計画であります。これはこの前も委員会で申し上げ、そのとき御議論がございましたが、庶務小委員会に付議いたしました結果、原案通り決定いたしました。それは従来八畳一間であつたのであります。これでは非常に不便だといふので、次の間、三畳をつけた案であります。これは今度新規計画が十八室といふことで、御了承を願います。

○石田委員 前の輸入自動車割当に關する件は、割当それ自身は運輸省の権限に屬することであり、各党にそれを配分するといふことも、参考意見としてここに出したのであります。これは別にここでお諮りをして決定する件でもござりませんので、御了承を願います。

○石田委員 次は議員宿舎に關する庶務小委員長の発言は、その通り了承するに御異議ございませんか。

○石田委員 御異議がありませんから、さうに決定いたします。

次に、権限君から発言を求められておりますから、これを許します。権限君。

○権限委員 ちよつと聞きたいのですが、先般来農林委員会で、大多数をもつて通過してあるドック・レース法案が、国会内において三百名に近い署名が出ております。各党から提案都合だけでどういふこともできないような、政治的にも道徳的にも、そういう關係にあるものかと思つて、一週間以上、それが委員会を通過して一週間にもなるのに、運営委員会の議題になつて来ない。いろいろ自由党内の事情も除いて聞いておられますけれども、一刻も早くさういふ党内事情をまとめられ、こんな大多数の議員で賛成して、おの問題でありますから、なるべく今週中の適當な本会議に上程して、一応論議していただきたい。わが党の方も、自由党の方も、反対があれば、本会議で堂々反対してもらつて、少数で敗れるならばしかたがないけれども、前の国会では満場一致に近い票をもつて本院を通過し、参議院で審議未了になつたものであります。これが再び大多数の賛成を得て出しておるのに、どういふことでもござりませんか、委員会が上つても一向ここに出来ぬ。どういふことは私も非常に了解に苦しむ。事務局にはすでに委員会から上つた通告もあるはずだと思つし、どうか次の参議院等で論議ができるように、促進させてもらいたいと思つております。

○倉石委員 ただいまのお話でありましたが、私も自由党では、いつも最終的決定をするのは代議士会であつております。まだ代議士会において取運ぶ機会になつておりませんから、本日まで延びております。なるべく早い機会

に決定をいたしまして、進めて行きたいものと思つております。

○石田委員 次は梨木君から発言を求められております。これを許します。梨木君。

○梨木委員 きょうの日程に上つております議員川崎秀二君の懲罰事件の件は、本日は留保になりましたが、およそ議員の懲罰といふことについては、現実的には、こつちの問題はみだりにやらない方がいいという理由については賛成なのであります。しかし今懲罰動議が出されておられ、また進行中のもあります。こつちのようによい委員会を通過して来て、本会議に上程を留保されるような程度の懲罰事件を、委員会で非常な急いでやるというふうなことはさういふ程度のもつては、動議提出者においても十分慎重な考慮を拂つておやり願いたい。さうでない、懲罰事件といふものが、あつかも党利党略で処理されるような印象を受けるので、非常に遺憾でありますから、この点は運営の面から申しまして、十分気をつけてもらいたいといふこと、一つは、きょうこれが留保になつたいきさつなどについて、委員長がもし御承知ならば聞かしてもらいたいと思つております。

○石田委員 前段の御発言の件は、十分承りおきます。後段のいきさつについては、提出者側からさういふ申出がござりましたので、それをお諮りしたものであります。

本会議は一時四十五分から開会といふことには、本日はいくらも散会をいたしません。

午後一時十七分散会

〔参照〕

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に關する法律の一部を改正する法律案

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に關する法律の一部を改正する法律

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に關する法律(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一條但書を次のように改める。但し、左に掲げる者には、これを支給しない。

一 国会開会中証人となつた国会議員及び国会議員の秘書並びに参議院における緊急集會中証人となつた参議院議員及び参議院議員の秘書

二 政府委員及び国会職員

三 職務の關係で証人となつた国家公務員(前号に掲げる者を除く。)並びに公共企業体の役員及び職員

第二條を次のように改める。

第二條 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車馬賃の四種とし、鉄道旅行には鉄道賃、水路旅行には船賃、鉄道の便なき区間の陸路旅行には車馬賃を支給し、特に緊急を要する場合で議院運営委員会の承認を経て航空機を利用したときは、航空賃を支給する。但し、国会閉會中議長が特に必要を認められた場合には、議院運営委員会の承認を経ないで航空賃を支給することができる。

鉄道賃、船賃及び車馬賃は、前項の規定にかかわらず、国会閉會

第一類第二十号 議院運営委員会議案第四十八号 昭和二十七年五月二十日

三

中証人となつた国會議員には、これを支給しない。

第四條第二項中「通算した日数による。」を「通算した日数により、航空旅行は旅行のため現に要した日数による。」に改め、同條に次の一項を加える。

国会閉会中、委員会が審査を行う場合においてその委員で証人となつた者が審査雜費を受けたとき、裁判官彈劾裁判所裁判員及びその職務を行う予備員又は裁判官訴追委員会委員及びその職務を行う予備員で証人となつた者が職務雜費を受けたときは、これらを受けた当日分の日当は、これを支給しない。

第五條中「定額によつてこれを支給する。」と「定額によつて、航空賃は現に支拂つた旅客運賃によつて、これを支給する。」に改める。

第六條を次のように改める。

第六條 委員会の要求により、公聴会に出頭した利害関係者又は学識経験者等及び委員会に出頭した参考人には、前五條の例により旅費及び日当を支給する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。